

平成 29 年 9 月 6 日

各 位



オランジュ株式会社

太陽光発電みなし認定事業者様のための「改正 FIT 法対応」支援サービスを開始

太陽光発電の O&M サービスを提供するオランジュ株式会社（本社：神奈川県横浜市西区平沼 1 丁目 2-24、代表取締役社長：清水拓也）は、改正 FIT 法に対応した相談・申請支援サービスを実施いたします。9 月 30 日に申請期限が迫る事業計画認定申請について、申請手続からその後の運用まで一連のご支援をいたします。

●太陽光発電みなし認定事業者様のための「改正 FIT 法対応」支援サービスの Web サイトを開設

2017 年 4 月に運用開始した改正 FIT 法により、旧制度で設備認定を取得している事業者様（みなし認定事業者様）もあらたに「事業計画認定」を取得する必要があります。物件や状況によって対応内容は異なります。対象物件かどうか、申請内容について、Web サイトから無料で相談が可能。申請手続からその後の運用まで、ご希望に応じてご支援いたします。

<支援サービス Web サイト>

http://om-range.co.jp/lp_kaiseifit/

●対応の流れ

- 1：Web サイトからお問い合わせいただきます。
- 2：担当者がご連絡し、物件に応じた対応内容をご案内いたします。【ここまで相談無料】
- 3：（必要ありましたら）申請で必要な情報をお聞きし、事業計画申請をお手伝いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

オランジュ株式会社

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼 1 丁目 2-24 横浜 NT ビル 1F

TEL 045-900-1455 MAIL info@om-range.co.jp <http://om-range.co.jp/>

●サイトイメージ

O-RANGE 太陽光発電みなし認定事業者のための「改正FIT法対応」支援サービス [お問い合わせ](#)

相談無料!

お持ちの太陽光発電施設を改正FIT法に対応させるための「事業計画認定」申請をお手伝いします!

2017年4月に運用開始した改正FIT法により、旧制度で設備認定を取得している事業者様(みなし認定事業者様)もあらたに「事業計画認定」を取得する必要があります!
オランジュ株式会社が申請書類からその後の運用までしっかりお手伝いいたします。

申請締切 9月30日!
申請お済みですか?
手続きが完了しないと、認定取消・売電停止の可能性も!

対応が必要な「みなし認定事業者」とは?

2017年3月31日までに旧制度で認定を取得し、電力会社と接続契約を締結している事業者様
すでに売電を開始していても「事業計画認定」が必要です!
これから認定取得する事業者様・接続契約を締結する事業者様は対応内容が異なりますので、別途お問い合わせください。

最終更新日: 2017年8月18日
本ページの情報は最終更新日時点の情報を基にしています。



いよいよ、2017年4月に改正FIT法の運用が開始。

制度変更により、旧FIT制度で認定取得し、売電している事業者様も「事業計画認定」をあらたに取得する必要があります。
メンテナンス計画を含む事業計画認定の申請手続きを、太陽光発電O&Mのバイオニア・オランジュがお手伝いいたします。

相談無料で受付中!

[お問い合わせ](#)

✔改正FIT法に対応するためにしなければならないこと

申請期限は 2017年9月30日!
資料不足による再申請なども考えて、できるだけ早めの対応をお薦めします!

 事業計画の提出 経営事業者は、事業計画を提出し、認定を受ける必要があります。	 メンテナンス実施 メンテナンス計画を作成し、定期的に実施する必要があります。	 標識の掲示 20kW以上の設備の場合 ※軒立ての場合のみ	 フェンスの設置 ※軒立ての場合のみ
--	--	--	---

※設備の状況によって対応内容が異なりますので、まずはお問い合わせください。

以上